建築基準法第42条第1項第5号の

道路位置指定基準を改正しました

「建築基準法第４２条第１項第５号の規定に基づく道路位置指定基準」について、基準の柔軟化及び明確化等のため改正しました。

平成２６年５月１日より運用します。

【改正の概要】

１．排水施設設置基準の廃止

現行の「都市計画法の規定に基づく技術基準」を準拠し、標記基準を廃止しました。

２．縦断勾配の改定

指定に係る道路の縦断勾配を、原則９％以下から１２％以下に改定しました。

３．市町村へ帰属・管理される道路について柔軟な運用を明記

市町村へ帰属・管理される道路については、道路の排水施設、舗装、すみ切り等において、柔軟な運用を明記しました。

４．様式の改定

「道路位置指定概要書」を「指定道路調書」の様式に改定しました。

５．その他

①　組織改編に伴い審査部局名を修正しました。

②　説明図で疑義が生じやすい箇所を修正しました。

＊基準及び様式については、〔奈良県〕〔建築行政〕の

ホームページから取得できます

【お問い合わせ先】

県庁 建築課 建築指導係　　　　　TEL　０７４２－２７－７５７４（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

郡山土木事務所 建築課 開発係　　TEL　０７４３－５１－０２１０（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

高田土木事務所 建築課 開発係　　TEL　０７４５－５２－６１４４（代表）

中和土木事務所 建築課 建築係　　TEL　０７４４－４８－３０７９（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

吉野土木事務所 庶務課 建築係　　TEL　０７４６－３２－４０５１（代表）